



第 20 回インターナショナル・ネゴシエーション・コンペティション
20th International Negotiation Competition

参加者ハンドブック
Handbook for Participants

(2021 年 9 月 5 日版)

インターナショナル・ネゴシエーション
・コンペティション運営委員会
Steering Committee

International Negotiation Competition

inc.steering.committee@gmail.com

はじめに

インターナショナル・ネゴシエーション・コンペティションは、交渉や仲裁に対する社会の関心を深め、学生に仲裁や交渉を学ぶインセンティブを高めるために、大学も国境も越えた交渉と仲裁の他流試合の場として2002年に設立されました。現在のわたしたちのミッションは、グローバルな世界で新しい価値を創造し対立を乗り越えることができる人材を育てることです。

本コンペティションは、交渉と仲裁をワンセットにして国際ビジネスを題材とした問題について行うことで、みなさんに①それぞれの制度の長所・短所を理解し学んで頂くこと、②口頭や書面による交渉力を母国語以外での言語についても持つこと、③ビジネスにおけるチーム力を涵養すること、④さらには大会を通じて知己を広め、OB・OGも含めた人的ネットワークを構築すること、を具体的課題としています。

交渉コンペティションは、参加者の努力と、スポンサーや審査員、たくさんの教員の熱意によって発展し続けてきました。毎年、日本や外国の法曹関係者、多種多様な企業の関係者、大学教員等、100名以上の方々が審査員として協力して下さいます。たくさんの方々の熱心なサポートのおかげで、交渉コンペティションのレベルは年々高まっています。

交渉コンペティションの過去の参加者の方々(OB・OG)は、社会のあらゆる分野で活躍されています。さらに、OB・OGの方々は出身大学や他大学の後輩の指導、大会当日の運営さらには審査員としてコンペティションのレベルアップに熱心に取り組んでくださいり、後輩達の大きな励みとなっています。よりよい交渉者を育てるというわたしたちのミッションは、OB・OGのみなさまの活躍によって実現しつつあるといえるでしょう。

各大学での準備の日々や2日間の大会を通じ、皆さんのが何か貴重なものを得てくださったとしたら幸いです。

インターナショナル・ネゴシエーション・コンペティション運営委員会
The Steering Committee of Intercollegiate Negotiation Competition

I. コンペティションについて

1. 概要

インターナレッジ・ネゴシエーション・コンペティションは、毎年 1 回、2 日間にわたって行われる仲裁・交渉の大学対抗戦で、インビテーションベースで運営しています。本大会は、第 1 回大会から、住友グループ広報委員会の御後援を頂いているほか、様々な団体に御後援を頂いています。

1 日目(ラウンド A)には模擬仲裁を、2 日目(ラウンド B)には模擬交渉を行います。仲裁も交渉も、国際的なビジネスを題材とした問題であり、約 2 カ月かけて英文契約書を含む数十頁の問題に取り組みます。各大学は架空のネerlande国(レッド社あるいはアービトリア国)のブルー社のいずれかを担当します。大会には日本語の部と英語の部があり、英語の部では書面の作成から口頭でのやりとりまで、全て英語で行われます。

仲裁は UNIDROIT 国際商事契約原則(2016 年版)を準拠規範として行われます。仲裁では、大会の前には、各大学とも準備書面や答弁書の提出が求められます。

交渉では、レッド社とブルー社に共通の情報に加えて、レッド社、ブルー社の固有の事情等を記載した秘密の情報が配布されます。各メンバーには、副社長、取締役、部長等の役職が割り当てられ、役職に応じた役割を果たさなければなりません。

毎年、多くの実務家、裁判官、弁護士、研究者の方々に審査員をして頂いており、OB・OG の方々にも審査や運営を手伝って頂いています。こうした方々から学べることもコンペティションの魅力の 1 つです。

2. 参加大学・入賞校の状況

過去の大会の参加校、参加者数、入賞校は以下の通りです。

| | | Number of Univ. | Number of Participants | Winner | 2nd | 3rd | 4th | 5th | 6th | 7th |
|----|------|-----------------|------------------------|-----------|--------------|--------------|---------------------|------------------------|---------------------------|-------------------|
| 1 | 2002 | 4 | 74 | Tokyo | | | | | | |
| 2 | 2003 | 8 | 129 | Tokyo | Kyushu | Sophia | Osaka | | | |
| 3 | 2004 | 12 | 173 | Tokyo | Kyushu | Hitotsubashi | Osaka | Doshisha | Sophia | |
| 4 | 2005 | 14 | 205 | Kyoto | Tokyo | Nagoya | Hokkaido/ Sophia | Hitotsubashi | | |
| 5 | 2006 | 16 | 209 | Australia | Kyoto | Doshisha | Sophia | Nagoya | | |
| 6 | 2007 | 17 | 250 | Australia | Tokyo | Hitotsubashi | Doshisha | Sophia | | |
| 7 | 2008 | 16 | 260 | Tokyo | Hitotsubashi | Kyoto | Waseda | Sophia | | |
| 8 | 2009 | 15 | 240 | Tokyo | Doshisha | Waseda | Kyushu | Sophia | | |
| 9 | 2010 | 17 | 270 | Tokyo | Hitotsubashi | Osaka | Australia | Waseda /Sophia | | |
| 10 | 2011 | 19 | 263 | Waseda | Sophia | Osaka | Keio | Tokyo | | |
| 11 | 2012 | 18 | 247 | Keio | Waseda | Kyoto | Sophia | Kyushu | | |
| 12 | 2013 | 16 | 232 | Tokyo | Nagoya | Kyushu | Chuo | Sophia | | |
| 13 | 2014 | 20 | 258 | Tokyo | Kyushu | Australia | Keio | Sophia | | |
| 14 | 2015 | 21 | 251 | Singapore | Tokyo | Osaka | Kyoto | Hitotsubashi | | |
| 15 | 2016 | 19 | 235 | Australia | Singapore | Osaka | Sophia | Kyoto/ Hitotsubashi | | |
| 16 | 2017 | 28 | 293 | Kyoto | Australia | Sophia | Chuo/Tokyo | | Singapore/ Ritsumeikan | |
| 17 | 2018 | 31 | 271 | Australia | Singapore | Tokyo | Osaka | Sophia | Kyoto | Mongolia |
| 18 | 2019 | 31 | 254 | Tokyo | Australia | Sophia | Osaka | Chuo | Waseda | Beijing Normal |
| 19 | 2020 | 29 | 233 | Singapore | Australia | Tokyo | Chulalongkorn | Sophia | Osaka | Chuo |

3. 参考資料

コンペティションのホームページ(<http://www.negocom.jp/>)には、過去に実施したコンペティションのシンポジウムにおける資料、入賞校の提出した書面等が掲載されています。また、毎年、法学教室 3 月号には前年の大会の紹介記事が掲載されており、指導教員、審査員、参加者の方々のコメントが掲載されています。コンペティションをよりよく知るための参考にして下さい。

II. 第 20 回大会について

日程・場所・プログラム・スケジュール

(1) 日程: 2021 年 11 月 6 日(土)、7 日(日)

(2) 場所: Zoom を利用したオンライン開催

(3) プログラム

<1 日目／11 月 6 日(土) 仲裁の部>

| | |
|-------------|------------|
| 13:00 | 開会式 |
| 14:00-18:00 | ラウンド A(仲裁) |
| 18:00-18:30 | 審査 |
| 19:00-20:00 | 交流イベント |

<2 日目／11 月 7 日(日) 交渉の部>

| | |
|-------------|------------|
| 12:00-16:00 | ラウンド B(交渉) |
| 16:00-17:00 | 審査 |
| 17:30-19:00 | 閉会式 |

(4) スケジュール

- 問題・規則公表 9 月 6 日(月)
- 参加登録期限 10 月 8 日(金)午後 3 時
- 組合表の発表・秘密情報の送付 10 月 9 日(土)
- 問題・規則への質問期限

第 1 回期限: 9 月 30 日(木)午後 3 時

第 2 回期限: 10 月 12 日(火)午後 3 時

- ラウンド A 準備書面提出期限 10 月 29 日(金)正午

- ラウンド A 反論書、ラウンド B 審査員宛説明資料提出期限 11 月 4 日(木)正午

※今後の予定については変更される場合があります。

※すべての日時は日本時間(GMT+9)です。

(5) 第 19 回大会からの主要な変更点

① Zoom 担当者について

第 19 回大会では、Zoom の操作等は運営委員会が指定するオフィシャル・スタッフが担当しましたが、第 20 回大会では、参加大学が各チームの対戦についてチームのメンバーから 1 名の

Zoom 担当者を指名するものとし、この両名が審査員の指示に従って、必要なZoomの操作を行ふものとします。Zoom 担当者は、Zoom の操作に習熟しているものとし、かつ、運営委員会が実施する事前の打合会(10月23日10時から11時)に参加しなければなりません。

② ラウンド中の資料の提示について

第19回大会では、ラウンド中に、仲裁人、審査員、相手方に資料を示す場合には、Zoomの画面共有の機能を用いるとともに、運営委員会が指定した方法で、必ずそのファイルを審査員、相手方と共有することとしていましたが、第20回大会ではファイルの共有が確実にできるのであれば、ファイルの共有方法は指定しないことにしました。

③ ラウンドAの進行方法について

ラウンドAの仲裁については、進行方法については、「仲裁廷の仲裁の進行の仕方は必ずしも統一されていない。過去の例では、仲裁人のやり取りを重視するもののほか、当事者間の対話を重視するもの、各当事者に数十分の時間を与えて自己の見解を主張させた後に短い反論の時間を与えるもの、などがあったので留意すること。」としていましたが、第20回大会では、この点をもう少し整理し、仲裁廷による仲裁の進行方法は、①申立人、被申立人にそれぞれ数十分の弁論のための一定時間を与えたうえで、それぞれ一定時間の反論（場合によっては、再反論）の時間を与える形式（仲裁人は、この弁論の間に必要な質問をすることができ、質問・回答によって弁論の時間が不足した場合には、一定時間、弁論の時間を延長することができる）、②①のように一定の時間を割り当てるのではなく、個々の論点や主張について、仲裁人の指揮のもとに論点整理や双方の主張を行っていく形式、のいずれかによる。仲裁人は、いずれかの方法を選択することができる。①の場合、「一定時間」は追ってニュースレターで指定する。と改めます。

これは、国際商事仲裁の実務において、当事者に一定の時間を割り当てて弁論をさせる例が少なくないものの、一定の進行方法が確立しているわけではないこと、過去のコンペティションの実際に照らし、時間配分を運営委員会が示すことにしました。

④コンペティションの公開について

第19回大会では、大会の様子はYouTubeで公開することとし、「参加者の家族・友人等で見学希望の方がいる場合には、事前に所定の手続きを経て登録することによりネット上で見学することができる。」と定めていました。第20回大会もYouTubeで公開することとしますが、開会式・閉会式・各大学の対戦については、各大学にYouTubeのURLをお伝えしますので、各大学で必要な方にURLをお伝えください。但し、その際には、見学者は、ネット上で見学した内容を記録することはできないこと、運営委員会は、いつでも、公開を中止し、見学の申請を拒絶し、見学の許可を撤回し、その他、コンペティションの円滑・適切な運営のために必要な措置を取る権限を有すること、を承諾することを確認したうえで、URLを共有してください。なお、これとは別に、運営委員会は、後援者や適切と認める見学希望者に見学の機会を与えることができるものとします。

III. 登録

1. 参加登録

- ・ 9月6日(月)に参加登録のためのフォームをホームページ上に掲載しますので、そのフォームを用いて10月8日(金)午後3時(日本時間)までに参加登録を行ってください。
- ・ 各大学は、原則として、日本語1又は2チーム、英語1又は2チーム、合計3チームを上限に登録することができます。1チームは4名または5名を原則とします。但し、1チームあたりの人数やチーム数については、教育上等の観点から合理的な理由がある場合には、運営委員会が例外を認める場合があります。(規則4(5))
- ・ 参加登録に際しては、規則4(6)に従って、運営委員会との連絡窓口となる指導教員、学生代表者を指定してください。また、規則4(7)に従って、各チームに1名、Zoom担当者を登録してください。
- ・ 参加者の中に実務経験のある方がいらっしゃる場合には、規則4(8)に従って届出を行ってください。
- ・ 日本語の部及び英語の部の双方にチームが参加している大学については、各チームが獲得した得点の平均点に3点を加えた点数が当該大学の得点となります(規則11(7))。

2. 参加費

- ・ 特別な状況で開催されることに鑑み、第20回大会においては、参加費は不要とします。

IV. 問題、規則、ニュースレター

1. 問題

(1) 問題

問題は、①全ての参加者に共通する一般情報と、②一方当事者に特殊の秘密情報から成ります。②はラウンド B においてのみ用います。①はホームページ上で公表され、②は各大学の指導教員、代表者にメールで送付されます。

(2) 問題への質問期間と問題の改訂

問題が公表された後、10月12日までの間、参加者は問題について質問ができます。質問は、各大学の代表者が行ってください。質問は運営委員会の指定する Google フォームを利用し、質問内容、関連するパラグラフ番号または別添の番号、及び、理由を付してください。運営委員会が質問に回答する必要があると考えた場合には、原則として、問題の変更・訂正というかたちで、質問への回答を行います。

質問に対する回答のおおよそのスケジュールは以下のとおりです。質問は、できるだけ早目に行ってください。

9月30日までになされた質問: 10月9日までに回答

10月12日までになされた質問: 10月15日までに回答

質問等を踏まえ、問題が相当程度改訂されることがあるため、最終版が固まるのは質問への受付期間が完了した後、10月15日頃となります。

例年、多くの質問を頂きますが、大半の質問には以下のような理由から回答していません。まず、現在の問題には既に十分に争ったり議論したりすべき要素が含まれており、それ以上に複雑にすべきでないと思われるところ、質問に回答すると(仮に実務では重要な論点になりうるとしても)、問題を必要以上に複雑にしてしまうようなケースが少なくありません。また、もしこういった事情があればレッドあるいはブルーの有利になるはずなのに、といった観点からの質問も多いのですが、問題文の明確化以上に、一方の有利になるようなかたちでの問題の修正は行いません。まさに皆さんに考えてほしいと考えている点についての質問や、問題文の文脈から合理的に推測できるはずであると思われるような点についての質問にも回答していません。したがって、回答がないということにも理由があると考えて下さい。

(3) 問題の世界と現実の世界との関係について

問題文では、必ずしも現実の世界とは同一ではない設定や現実の世界の話としては考えにくい設定がなされている場合もあります。本コンペティションは問題で設定された架空の事実

を前提に行われるものですので、問題文に明記されていることは、それが本コンペティションにおける事実として扱われます。

問題文で全ての事実について設定がなされているわけではありません。そのような部分は、現実の世界において一般に生じていること、理解されていることで補うこととなります。しかし、本コンペティションの目的は、ある事実の真偽を争うことではありません。一方の当事者が問題では設定されていないある事実を主張し、他方当事者がそれに同意した場合にはその事実を前提にコンペティションが行われることになりますが、他方当事者がその事実を争った場合には、いずれの主張が真実であるかを決めるとは本コンペティションの目的ではありません。問題文にかかれていない事実を巡って当事者間で争いが生じ、それがラウンドの進行にあたって問題となる場合には、審査員が、何が本コンペティションとの関係で事実であるかを決定することがあります。その場合には、審査員が決定した事実を前提にラウンドが継続されます。

2. 規則

コンペティションは、毎年公表される規則に基づいて行われます。規則を良く読み、理解したうえで参加してください。規則に反したり、減点の対象となったりすることのないようにしてください。

3. ニュースレター

コンペティションに関する重要なお知らせをするために、ニュースレターを発行します。ニュースレターはホームページ上に掲載されます。ニュースレターが発行されると、電子メールで各大学の指導教員と代表者にお知らせします。必ずよく読んでください。

V. 規則のポイント

* 必ず、最新の規則本文を自分自身で確認してください。

1. チームの構成と役割分担

- ・1チーム 4 名から 5 名です(特例で 3 名、6 名を認める場合があります)
- ・参加者は以下の役割を担当します。
 - ラウンドA:全員が弁護団員を担当します。
 - ラウンドB:各自が指定された役職を担当します。誰がどの役職を担当するかは、ラウンド B の審査員宛説明資料に明記しなければなりません。

2. ラウンド A

(1) 準拠規範:UNIDROIT 国際商事契約原則 2016 年版

(2) 準備書面

- ・ラウンド A では、以下の 2 種類の書面を提出します。フォーマット、期限等を厳守してください。
- ① 準備書面:締切 10 月 29 日(金)正午:日本語・英語とも 12 頁以内+表紙
～フォント、フォーマット等は自由。図表等を入れることも自由です。体裁や読みやすさも評価の対象となります。
- ② 反論書:締切 11 月 4 日(木)正午:日本語・英語とも 2 頁以内+表紙
～相手チームが提出した準備書面に対する自己の見解や反論を簡潔に述べたものです。
- ・頁数超過、形式不備、提出遅延は減点されます。減点の詳細については、規則 7(6)に規定されています。
- ・準備書面、反論書とは別に添付書類を提出することはできません。

(規則 7(10))

準備書面においては、問題に示された全ての争点について、合理的に考えられる反論も含め、検討しなければならない。準備書面は、文章を簡潔にし、番号を用いて整理する等、論理構造がわかりやすいように整理することが望ましい。

・同時に書面を提出するというコンペティションの性格上、準備書面においては、相手からの主張をある程度先取りした反論を行うことを求めています。但し、これは、「相手が(A)を取り上げて(B)と主張するかもしれないが…」といった極めて不自然な論述の仕方を求めるものではありません。

ません。そうではなく、例えば、自らの主張するストーリーの一部として、「なお、(A)は当方の主張には影響は与えない、なぜなら…」「なお、(A)は…と考えられるべきである」といったような形で、一見すると自己に不利になりそうな事情であっても自己の主張の正当性には影響を与えないことを主張することが考えられます。反論書は2頁に限られており、準備書面においては予想できなかったり十分な反論ができなかったりした相手からの主張に反論することを主な目的としています。

(3)流れ

- | | |
|-------------|--|
| 14:00-14:10 | セッティング(Zoom会議室接続チェック、画面共有チェック、周辺に部外者がいないかどうかのチェックなどをする。) |
| 14:10-17:20 | 事件についての審理(10分間の必要的休憩を含む) 各事件について、冒頭陳述(3分)→審理 |
| 17:20-17:30 | 最終弁論の準備時間 |
| 17:30-17:40 | レッド社、ブルー社からの最終弁論(5分) |
| 17:40-18:00 | 仲裁人からの講評 |

(4)当日の進め方に関するルール

- ①準備書面に記載されていない主張を当日行うことも可能です。

(規則7(11))

…準備書面に記載されていない主張をラウンドAで行うことも許されるが、重要な主張を準備書面に記載していなかった場合や、準備書面と矛盾する主張をした場合には、採点上不利に扱われる場合がある。

- ②進め方

(規則7(16))

仲裁廷による仲裁の進行方法は、①申立人、被申立人にそれぞれ数十分の弁論のための一定時間を与えたうえで、それぞれ一定時間の反論(場合によっては、再反論)の時間を与える形式(仲裁人は、この弁論の間に必要な質問をすることができ、質問・回答によって弁論の時間が不足した場合には、一定時間、弁論の時間を延長することができる)、②①のように一定の時間を割り当てるのではなく、個々の論点や主張について、仲裁人の指揮のもとに論点整理や双方の主張を行っていく形式、のいずれかによる。仲裁人は、いずれかの方法を選択することができる。①の場合、「一定時間」は追ってニュースレターで指定する。「一定時間」は運営委員会が示す予定である。ただし、いずれの場合も、仲裁廷は双方の当事者を公平に扱う義務を負っており、手続きの進行によっていずれかの当事者が有利になるようなかたちでの手続の進行を行うことは許されていない。手續の公平性に疑問がある

場合には、当事者は仲裁廷に対して異議を述べることができ、異議に対する仲裁廷の対応に不服がある場合には運営委員会に異議を述べることができる。但し、ラウンド終了後は異議を述べることはできない。

③手続準則

手続規則は UNCITRAL 仲裁規則(2010 年改訂版)であり、仲裁地は日本ですが、問題、規則に具体的な規定がある場合には、問題・規則が優先します。

④主張立証責任

厳格な要件事実といった考え方は採用されていませんが、規則では以下のように記載されています。

規則 7(17)

一般論として、ある主張を行う当事者の側にその主張を裏付ける事実、論理等を問題文、資料等により証明する等して、各仲裁人を納得させる義務があることに注意すること。

⑤問題に記載された争点以外の問題

仲裁における争点は問題に明示されたものに限られます。

⑥休憩・必要的休憩

規則 7(18)

本規則 6(9) に定める必要的休憩とは別に、各チームは 1 時間につき 1 回、5 分以内の中止時間を請求することができる。中止時間においては、ブレークアウト・ルームを用いることを要求することができる（中止を求めたチームの相手方もブレークアウト・ルームを用いることを要求することができる）。チーム間の協議のためのブレークアウト・ルームには、審査員や相手チームは参加することができない。但し、仲裁人は手続の進行上、直ちに中止時間をとることが適当でないと考えたときは、20 分以内で中止時間を遅らせることができる。

規則 6(9)

オンラインでの画面を長時間見続けることによる疲労を軽減するため、以下の通り、必要的な休憩（「必要的休憩」）を取るものとする。

- ・ラウンド A: 第 1 事件と第 2 事件の間に 10 分の休憩を取る。

（略）

必要的休憩の間は、参加者はビデオをオフにしなければならない。但し、参加者は、ブレークア

ウト・ルームを利用してチーム内での協議を行うことができる(ブレークアウト・ルームでビデオを用いることは差し支えない)。

⑦冒頭陳述・最終弁論

冒頭陳述と最終弁論は、1名が行っても分担して行っても差支えありません。(規則7(15))

3. ラウンドB

(1)参加者には適切な役割分担が求められています。

(規則8(1))

全ての参加者がチーム全体がうまく機能するように役割を分担し、かつ、その役割を実践すること(実質的に参加していないと思われる者がいる場合には相当の減点の対象となるほか、運営委員会による警告の対象となる場合がある)。

(2)審査員宛説明資料の提出

・ラウンドBでは、審査員宛説明資料を提出します。フォーマット、期限等を厳守してください。

審査員宛説明資料:締切11月4日(木)正午:日本語・英語とも15頁以内+表紙

～フォント、フォーマット等は自由。図表等を入れることも自由です。体裁や読みやすさも評価の対象となります。

・頁数超過、形式不備、提出遅延は減点されます。減点の詳細については、規則7(6)に規定されています。

・審査員宛説明資料とは別に添付書類を提出することはできません。

規則8(4)

審査員宛説明資料の内容・形式は、以下のとおりとする。

①審査員宛説明資料は、ラウンドBにおいて自分達が行おうと考えている交渉を審査員に対して説明するための資料であり、以下の事項について、具体的かつ分かりやすく記載しなければならない。

・本交渉において自社が達成したいと考える目標

・目標を達成するための戦略

・その他、自社の交渉の目標・戦略を審査員に説明するうえで、必要と考える情報

②本体はA4版のPDFファイルで作成するものとし、日本語の部、英語の部とも15頁以内(表紙を除く)とする。

③本体とは別に、大学名、チーム名、レッド社・ブルー社の別、チームのメンバーネーム、各メンバ

一の役職を明記した表紙 1 枚を添付する。表紙と本体は一つのファイルとして作成する。役職は問題文における指示に従つたものでなくてはならない。

④余白は、上 25 ミリ、左 25 ミリ、右 25 ミリ、下 25 ミリとし、本体の下部中央に頁番号を付すものとする。

⑤各頁のフォント、行数、字数をどのような設定にするか、頁内にどのような図表等を用いるかは、任意である。但し、読みやすさも審査の対象となるので留意すること。

⑥各 PDF のファイルサイズは最大 3MB 程度とする。

(3) ラウンド B の流れ

12:00-12:10 セッティング(部屋のアレンジ)

12:10-14:45 ラウンド B

審査員宛方針説明:各チーム 10 分

交渉:約 135 分(10 分間の必要的休憩を含む)

14:45-15:00 自己評価準備

15:00-15:20 自己評価①

15:20-15:40 自己評価②

15:40-16:00 全体講評

- どちらのチームが先に交渉方針説明を行い、先に自己評価を行うかは、ラウンド B の冒頭に審査員の面前でジャンケンを行い、決定します。(規則 8(8)④)
- Zoom のミーティング・ルーム以外で交渉する、電子機器等を使って交渉するなど、審査員が観察することのできない形で交渉することはできません。(規則 8(3))

(4) 審査員宛交渉方針説明(規則 8(8)①)

・ラウンド B の冒頭、審査員に対して、各チーム 10 分以内で、①本交渉において自社が達成したいと考える目標、②目標を達成するための戦略、③その他、自社の目標・戦略を審査員に説明するうえで必要と考える事項の交渉目標及び方針の説明を行います(審査員からは説明内容の明確化のための質問がなされることがあります。説明は審査員に対して行うものであり、社長や上司等に対するものではありません)。

・審査員に対する説明は代表者が行っても、メンバーが分担して行っても差支えありませんが、事前記録の動画を流すことでこの説明に代えることは認めません。

・審査員に対する説明に際しては、審査員宛方針説明の内容の理解に資するような事項を記載した資料(様式及び分量適宜)を各審査員に画面共有の機能を利用して呈示することができる。この資料は、事前に提出した審査員宛説明資料と同一のものでもよいし、異なる内容のものでも差し支えありません。

・事前に提出した審査員宛説明資料外の資料を用いる場合は、説明の前あるいは直後に、当該資料を審査員に送付しなければなりません。

(5) 交渉場所

規則 8(3)

Zoom のミーティング・ルーム以外で交渉する、電子機器等を使って交渉するなど、審査員が観察することのできない形で交渉してはならない。但し、チーム内での協議については、ブレークアウト・ルームを用いることができる。チーム内の協議のタイミングや長さは、当事者間の交渉による。但し、本規則 6(9)の必要的休憩を取らなければならない。チーム内の協議のためのブレークアウト・ルームには、審査員や相手チームは参加することができない（スタッフは参加することができる）。

(6) 必要的休憩（規則 8(2)及び規則 6(9)）

交渉の最中にどのタイミングでどの長さの休憩をとるかは交渉によります。但し、以下の必要な休憩があります。

規則 6(9)

オンラインでの画面を長時間見続けることによる疲労を軽減するため、以下の通り、必要な休憩（「必要な休憩」）を取るものとする。

- ・ラウンド A: 第 1 事件と第 2 事件の間に 10 分の休憩を取る。
- ・ラウンド B: 交渉の開始から 60 分から 80 分を経過した時点で、1 回、10 分間の休憩を取るものとする。交渉開始から 60 分が経過した時点で、審査員は、参加者は 10 分間の休憩を取らなければならない旨を通知するので、それから 20 分以内に 10 分間の休憩を取らなければならない。20 分を経過しても休憩を取らない場合は、審査員が休憩を宣言する。

必要な休憩の間は、参加者はビデオをオフにしなければならない。但し、参加者は、ブレークアウト・ルームを利用してチーム内での協議を行うことができる（ブレークアウト・ルームでビデオを用いることは差し支えない）。

(7) 合意の確認

- ・ 合意が整った場合、合意内容が明確で適切か、両当事者の理解に齟齬がないかを確認することは重要なプロセスです。以前の大会では、合意が整った場合には必ず文字でその合意を記録したものを作成することを求めていましたが、限られた交渉の時間で合意メモを完成させることが難しい場合もあること、また、合意メモの作成を意識するあまり、具体的な交渉を行う前から合意メモ案を提示し合うといった事態が見受けられたことから、この点を改め、適切な方法で合意内容を確認することを求めました。
- ・ 合意内容が明確で適切か、当事者間に齟齬がないかが審査のポイントとなります。従つて、口頭で合意内容を明確かつ適切に確認できたのであれば、それで十分ということになりました。

ます。但し、このことは、コンペティションの限られた時間を考慮したものであり、実際の世界では、合意内容を正確に書面に反映することは極めて重要であることに留意してください。

(規則 8(10))

交渉の結果、何らかの合意が成立した場合には、その合意内容を当事者間で確認すること。確認の方法は必ずしも書面による必要はなく、口頭による等、どのようなものでもよいが、合意内容が明確で適切なものであるかどうか、合意内容についての当事者間の理解に齟齬がないかは、審査員による評価の対象となる。

(5)自己評価

(規則 8(8)③)

各チーム 20 分、審査員の面前でチームとしてのパフォーマンスについての自己評価を行う。先に自己評価を行うチームについては、15 分間の準備時間が与えられる。自己評価においては、まず、参加者が以下の内容について審査員に対して説明を行い(10 分程度)、それに対して審査員から質問がなされる(10 分程度)。審査員に対する説明は代表者が行っても、メンバーが分担して行っても差支えない。

- ・設定した目標は実現できたか
- ・考えていた交渉戦略はうまく機能したか
- ・もし、明日同じ状況で交渉を行ったとしたら、どの部分を同じように行い、どの部分を違うように行うか
- ・相手方の交渉の良かった点、悪かった点は何か

- ・ 審査員宛説明・自己評価は代表者が行っても、メンバーが分担して行っても、いずれでも差し支えありません(規則 8(8)①③)。

4. 資料

規則 9

(1) 各大学は、ラウンド A、ラウンド B において、自己の主張を裏付けるために資料等を用いることができる。但し、録画されたビデオを流すことは、誰が作成したものであっても、認められない。ラウンド A、ラウンド B の実施中の資料等の呈示は、Zoom の画面共有機能を用いて行うものとし、それ以外の方法は認めない。本規則に基づき運営委員会に事前に提出している書面以外の資料を呈示した場合には、呈示前あるいは呈示後速やかに、呈示した資料の電子データを審査員及び相手方に提供しなければならない。

(2) 相手方は資料を検討するのに必要な時間でのブレークアウト・セッションを要求することができる。

(3) 審査員・仲裁人は、各ラウンドの円滑な進行に支障があると認める場合、その他、合理的な理由がある場合には、資料の使用を許可しないことができる。

(4) 日本語の部、英語の部とも、指定言語以外の言語の資料を用いる場合には、指定言語による訳文を付す必要がある。

規則 10(8)

資料やプレゼンテーション・ツールを利用する場合には、Zoom の画面共有機能または Zoom の各参加者の画面に表示する方法を用い、相手方及び審査員が閲覧できる方法で提示することができるものとし、これら以外の方法（Zoom のチャット機能を利用したり、他のアプリケーションを利用したりすることを含む）で資料やプレゼンテーション・ツールを示すことは認めない。

規則 10(9)

ラウンド A では、画面共有機能を用いるにあたっては、審査員の許可を得なければならない。ラウンド A においては、仲裁人・審査員は、資料の分量と内容に鑑みて手続の公正を害する、あるいは、時間がかかりすぎると判断する場合には、画面の共有による提示を禁止ないし中断させることができる。

規則 10(10)

ラウンド B では、どのように画面共有機能を用いるかは、当事者が交渉により決定するものとする。なお、画面共有機能の利用に関する当事者の交渉も、審査員による評価の対象となる。

5.オンラインでの対戦に伴う注意事項

① 第 20 回大会は Zoom を利用しオンラインで開催されます。参加者は十分な帯域幅を持ち、ビデオ機能を用いることができる良好な通信環境のもとで参加してください（規則 10(12)）

② 参加者は Zoom の利用方法について次のようなサイトを参考にするなどして、習熟しておくようにしてください。

日本語：<https://symphonict.nesic.co.jp/workingstyle/zoom/pc-howto/>

英 語 : <https://support.zoom.us/hc/en-us/articles/201362033-Getting-Started-on-Windows-and-Mac>

③ 参加者は Zoom の利用に当たっては運営委員会の指示に従ってください。（規則 10(1)）

- ⇒ Zoom の仕様はアップデートに伴い変わることがあるため、規則で定めるほかに運営委員会は必要に応じ Zoom の利用方法に関する指示を行います。
- ⇒ 参加者への通知はニュースレターで行います。
- ⇒ コンペティション開催の数日前までに、ニュースレターで行った通知をまとめた資料

を作成し参加者が閲覧することができるようになります。

- ⇒ 各対戦室における Zoom の操作について、審査員や運営委員会の指示に従い、必要な操作を行う担当者として、各大学はチーム毎に Zoom 担当者を指名するものとします。

④ラウンド中は、休憩時間や特に審査員の許可を得た場合を除くほか、Zoom のビデオ機能をオンにしておかなければなりません。(規則 10(2))

⑤Zoom の画面に参加される各参加者のフォーマットは、ラウンドに応じて次の通りとします。(規則 10(3))

ラウンド A:

《[レッドかブルーの種別]:[名前]》とする。

ラウンド B:

《[レッドかブルーの種別]:[名前]:[役職]》とする。

- ⇒ レッドかブルーかの種別は、R 又は B により示します。
- ⇒ 名前は[名前のイニシャル.姓のローマ字表記]とします。
- ⇒ 役職名の略称は運営委員会が別途定めます。
- ⇒ 例えば、【レッド社、野村美明(のむらよしあき)、副社長(略称:VP)】という参加者であれば、
 - ラウンド A では"R:Y.Nomura"
 - ラウンド B では"R:Y.Nomura:VP"として下さい。

⑥各参加者は、運営委員会が提供するバーチャル背景用の画像を利用して参加するか、又は、レッド社若しくはブルー社のどちらに属するのかが分かるようにして対戦に参加してください。(規則 10(4))

- ⇒ 審査員にとって参加者がどちらのチームに所属しているのかをしっかりと把握することは充実した審査のために重要です。
- ⇒ 「参加者がレッド社又はブルー社のどちらに属するのかが分かるような服装」とは、例えば、レッド社であれば赤色やピンク色のネクタイ、リボンあるいはシャツのようにチームカラーの衣服が考えられます。

⑦チームのメンバーが一堂に会して参加することも可能です(規則 10(5))

- ⇒ 各参加者は一人一台、ビデオ機能を用いることのできる端末を用意し、参加者ごとにミーティング・ルームに入室しなければなりません。また、ラウンド中も含めて、大会参加中は不織布マスクを着用すること、各メンバーが十分な距離をとること、消毒液を備えることなど等、参加者の所在する地域で推奨されている感染対策を実施してください。

⑧ラウンド中は周囲に部外者がいてはいけません(規則 10(6))

- ⇒ 審査員、運営委員、又は運営を補助するスタッフは、参加者に対して、周囲の状況を画面に映すよう求めること等により、隨時確認する場合があります。また、規則 16②にも同内容の規定がありますが、ラウンド中(休憩、中断時間中を含みます)は指導教員、OB/OG、その他参加者以外の者(「参加者以外の者」には、同じ大学の他のチームの者、コンペティションに参加登録をしていない同一ゼミの者も含みます。)と通信その他のコミュニケーションを取ってはいけません。

⑨ラウンド中に Zoom の利用に関してトラブルが生じた場合

- ⇒ 通信回線あるいは機材の問題で対戦が正常に行われない状況になった場合(規則 10(11))
 - 参加者は、3分以内の休憩を審査員に対して求めることができます。審査員が、状況の確認をした上で、休憩の可否を判断します。
- ⇒ 参加者の一部が対戦中に通信回線や機材の異常などによりミーティング・ルームからログオフしてしまった場合(規則 10(13))
 - 対戦は残りの参加者で継続して行います。
- ⇒ チームの全員が同時にログオフしてしまった場合(規則 10(14))
 - 審査員の判断により対戦を適当な間停止します。各参加者は運営委員会又はオフィシャルが予め伝える緊急連絡先に遅滞なく通知し、運営委員会の指示に従ってください。
- ⇒ 審査員の 1 名がログオフしてしまった場合(規則 10(15))
 - 対戦は残り 2 名の審査員のもとで継続して行います。
- ⇒ 同時に 2 名以上の審査員がログオフしてしまった場合(規則 10(16))
 - 審査員が 2 名以上ミーティング・ルームに戻るまで対戦は停止します。
 - 参加者はそのままミーティング・ルームで待機してください。
 - 各チームの代表者は、運営委員会又はスタッフが予め伝える緊急連絡先に遅滞なく通知し、その指示に従ってください。
 - 双方の参加チームでログオフしていた時間を確認してください。
 - 審査員は停止していた時間内で対戦時間を延長することができますから、参加者はその指示に従って下さい。

⑩ 対戦の記録について(規則 10(18))

- ⇒ 対戦の様子(ブレークアウト・ルームを除く)は運営委員会によって録画されています。自己のチームの動画を必要とする場合には、所定の手続を踏んだ後に運営委員会からデータの提供を受けることができます。機材の不具合やインターネット回線の状況などによって、正常に録画できていない場合があります。ご了承下さい。

6. 異議・不服申立

相手校についての不服申立てが認められています(規則 18 条)。ポイントは以下のとおりです。

- (1)各ラウンド終了後 10 分以内に運営委員会に申立てなければならない。
- (2)緊急の場合は、審査員に対してルールの確認と他大学の行為のは正を求めることがで、この要求に理由があると審査員が認めるときは、審査員は自己の判断で必要な指示を行ったり、運営委員会と協議したりして対応を決定できる。

7. ビデオ撮影、観覧等

Zoom のミーティングの様子は、運営委員会が Zoom の録画機能を用いて録画します。参加者は、録画が、今後の教育、研究、トレーニング、広報に使用されることがあることを了承のうえ、本大会に参加するものとします。希望する参加大学には、個人での視聴や教育目的以外では利用できないこと、利用にあたっては適用される法令を遵守しプライバシーに配慮すること、運営委員会の事前の許可なく、リンクを第三者に開示したり、ダウンロードした録画データを第三者と共有したりすることを禁止することを承諾することを条件に、自大学の対戦の録画を提供します。

参加者は対戦の様子を録画・録音することはできませんが、上記の方法で運営委員会から録画データの提供をうけることができます。

開会式、対戦、閉会式の様子は、YouTube でライブ配信を行います。開会式・閉会式・各大学の対戦については、各大学に YouTube の URL をお伝えしますので、参加者の御家族・御友人・参加大学の構成員・OB・OG など、各大学の関係者で見学を希望される方がおられる場合には、各大学の責任で URL をお伝えください。但し、その際には、見学者は、ネット上で見学した内容を記録することはできないこと、運営委員会は、いつでも、公開を中止し、見学の申請を拒絶し、見学の許可を撤回し、その他、コンペティションの円滑・適切な運営のために必要な措置を取る権限を有すること、を承諾することを確認したうえで、URL を共有してください。なお、これとは別に、運営委員会は、後援者や適切と認める見学希望者に見学の機会を与えることができるものとします。

規則 19

- (1) 参加者・審査員・教員は、運営委員会が作成するパンフレットや公式ホームページ、住友グループ広報委員会が作成する記録ビデオ、開会式・各対戦・閉会式のライブ配信その他本大会の運営に必要な資料や後援者による広報物等において、氏名、所属、映像・写真等が示され、この範囲で個人情報の取得、利用（共同利用を含め）がなされることを了承するものとする。
- (2) 参加者・審査員・教員・見学者は、本コンペティションは録画され、今後の教育、研究、広報に使用されることがあることを了承するものとする。
- (3) 参加大学は、本コンペティションの対戦状況を録画・録音してはならない。自己のチームの動画を必要とする場合には、所定の手続きを踏んだ後に運営委員会から録画データの提供を受けることができる。
- (4) 本コンペティションは YouTube で外部の見学希望者に公開される。参加者の家族・友人等で見学希望の方がいる場合には、事前に所定の手続きを経て登録することによりネット上で見学することができる。見学者は、ネット上で見学した内容を記録することはできない。運営委員会は、いつでも、公開を中止し、見学の申請を拒絶し、見学の許可を撤回し、その他、コンペティションの円滑・適切な運営のために必要な措置を取る権限を有する。
- (5) 運営委員会は、入賞した大学の点数の状況や提出された準備書面を、閉会式、ニュースレター、ホームページ上等で公表することができる。

8. 国際大会への推薦（規則 15）

日本の参加大学のうち、英語の部のラウンド B で最も高い得点を得た大学であって、所定の基準を満たす大学が希望した場合には、International Negotiation Competition の日本代表として推薦します。当該大学が参加を希望しない場合には次順位の大学に参加を打診します。

9. 秘密情報等の管理

過去の大会では、準備期間中の様子を写真にとって SNS などにアップした際に、黒板に記載された秘密情報の内容や各大学の戦略に関する情報が写真に写り込んでいる、各大学で作成したグループ・サイトが外部の人も閲覧できるようになっている、といったことが生じ、そのために、秘密情報の差替え等が必要になったことがあります。秘密情報や各大学の戦略等の管理には注意してください。万一、そうした情報が公開されてしまった場合には、規則 5(4)による減点の対象となります。

10. 指導

- ・各大学の指導教員や本コンペティションの OB・OG による事前の指導は勧奨されています(規則 12(1))。
- ・本コンペティションの問題公表後、審査員が参加大学に対してコンペティションに関する指導を行う場合には、運営委員会に届け出なくてはなりません(但し、コンペティションの過去の参加者が出身大学の指導を行う場合はこの限りではない)。参加大学の指導を行った方は、当該年度に自身が指導した大学の対戦を審査することができません。また、指導にあたっては、当該年度の問題や審査に関して、審査員のみが知り得る情報を開示することは禁止されています(規則 11(8))。

VI. 審査・表彰

1. 審査制度、審査基準

ラウンド A、ラウンド B とも、審査は 10 項目について行われます。審査員は、各項目について、1 点から 5 点の間で、0.5 点刻みで採点します。審査項目や審査のシステムについての詳細はホームページ上に掲載されます。なお、審査システムについての詳細説明は別紙1、第 20 回大会の審査項目は別紙2、第 19 回大会の審査結果は別紙 3 の通りです。掲載されると、ニュースレターでお知らせします。審査は客観評価による絶対評価でなされます。対戦チーム間の勝敗等の相対評価ではありません。

審査員の先生方は、以下のような点に留意して審査をするよう依頼されています。

- 課題事例の内容の点で、ブルー社とレッド社の間で有利不利が生じる場合があります（もちろん、そのようなことが起きないように注意して課題事例を作成しておりますが、事例の本質上、若干の有利不利の発生はやむを得ないものです）。また、二つの大学チーム間の対戦を数時間で行うというコンペティションの構造的制約のゆえに、課題事例の内容には、現実の世界では起こりにくい設定や不自然な設定がなされている場合があります。
- 課題事例の上記のような内在的な有利不利や現実世界妥当性の問題が、審査において有利不利を発生させないようご配慮をお願いします。すなわち、結論の勝ち負け自体ではなく、与えられた状況において、期待されるレベルのパフォーマンスを参加者が行ったか否かを基準に審査をして下さい。
- 語学力：発音、流暢さは審査の対象ではありません。
- 大学名や過去の成績に左右されることなく公正な採点に努めてください。

2. 審査員

審査は 3 名又は 4 名の審査員が 1 組になって行います（審査員の数が 3 名でない場合には、審査員の合計点を審査員の数で割り、3 を乗じたものが各チームの得点となります（小数点以下は切り捨てます。）。

各対戦を担当する審査員は、大会の当日に公表します。

問題公表後、審査員が参加大学に対してコンペティションに関する指導を行う場合には、各審査員は運営委員会に届け出なくてはなりません（但し、コンペティションの過去の参加者が出身大学の指導を行う場合はこの限りではありません）。従って、皆さんが審査員の方に指導をお願いする場合には、審査員の方、指導教員、あるいは、学生の代表の方から運営委員会に事前に届出を行ってください。参加各大学の指導を行った審査員は、当該年度に自身が指導した大学の対戦を審査することができません。また、指導にあたっては、当該年度の問題や審査に関して、審査員のみが知り得る情報を開示することは禁止されています。（規則 11(8)）。

3. 表彰

第1位から第7位を表彰します。優勝チームには住友杯が授与されます。

この他、以下の特別賞があります。

- 日本語・仲裁の部 最優秀賞 (Herbert Smith Freehills Award)
- 日本語・交渉の部 最優秀賞 (GLEA Award)
- 英語・仲裁の部 最優秀賞 (CIArb Award)
- 英語・交渉の部 最優秀賞 (Squire Patton Boggs Award)
- ベストチームワーク賞

VII. その他

1. 運営委員会への連絡

運営委員会への登録、準備書面等の提出、質問等は、必ず、inc.steering.committee@gmail.comとtetsu-mo@sophia.ac.jpの両方に送ってください。件名の冒頭に【INC:○○大学】と付記してください。

コンペティションに関する質問、相談等がある場合には、遠慮なく、運営委員会にご連絡ください。

2. ビジネス・パーソンとしてのマナー

本大会への参加に際しては、ラウンド中のみならず、準備期間中の電子メールでのやりとり、大会での開会式・閉会式、懇親会を通じ、ビジネスに携わる者として、相応しいマナーは何かを考え、それを保ってください。

3. 禁止事項

- ①本コンペティションの問題に関して、事前に他大学と通信、交渉すること(面談、電話、メールその他の手段を問わない)
- ②ラウンド中に電子機器その他の手段により、チームのメンバー以外と本コンペティションの問題に関してやりとりすること(チームのメンバー同士が電子機器等を用いて通信することは差し支えない)。ラウンド中は、同じ大学の他のチームのメンバーとのやり取りも許されない。
- ③規則に違反すること
- ④運営委員会の指示に従わないこと
- ⑤審査員の指示に従わないこと

- ⑥著作権の侵害等法令に反すること
- ⑦コンペティションの円滑な運営を阻害すること
- ⑧ビジネスに携わる者に通常求められるマナーに反する行為をすること

(別紙 1)

コンペティションの審査について

以下は、コンペティションの審査について運営委員会が審査員に対して行っている説明です。

1. 審査に際しての全般的な視点

- ・課題事例の内容の点で、ブルー社とレッド社の間で有利不利が生じる場合があります（もちろん、そのようなことが起きないように注意して課題事例を作成しておりますが、事例の本質上、若干の有利不利の発生はやむを得ないものです）。また、二つの大学チーム間の対戦を数時間で行うというコンペティションの構造的制約のゆえに、課題事例の内容には、現実の世界では起こりにくい設定や不自然な設定がなされている場合があります。
- ・課題事例の上記のような内在的な有利不利や現実世界妥当性の問題が、審査において有利不利を発生させないようご配慮をお願いします。すなわち、結論の勝ち負け自体ではなく、与えられた状況において、期待されるレヴェルのパフォーマンスを参加者が行ったか否かを基準に審査をして下さい。
- ・語学力: 発音、流暢さは審査の対象ではありません。
- ・大学名や過去の成績に左右されることなく公正な採点に努めてください。
- ・学生に対しては、各対戦を担当する審査員は、大会の当日に公表します。それまでは学生には対戦の担当を開示しないようにお願い致します。
- ・問題公表後、審査員が参加大学に対してコンペティションに関する指導を行う場合には、各審査員は運営委員会に届け出なくてはなりません（但し、コンペティションの過去の参加者が出身大学の指導を行う場合はこの限りではありません）。従って、皆さんのが審査員の方に指導をお願いする場合には、審査員の方、指導教員、あるいは、学生の代表の方から運営委員会に事前に届出を行ってください。参加各大学の指導を行った審査員は、当該年度に自身が指導した大学の対戦を審査することができません。また、指導にあたっては、当該年度の問題や審査に関して、審査員のみが知り得る情報を開示することは禁止されています。（規則 11(8)）。

第 1 位から第 7 位を表彰します。優勝チームには住友杯が授与されます。

この他、以下の特別賞があります。

- 日本語・仲裁の部 最優秀賞 (Herbert Smith Freehills Award)
- 日本語・交渉の部 最優秀賞 (GLEA Award)
- 英語・仲裁の部 最優秀賞 (CIArb Award)
- 英語・交渉の部 最優秀賞 (Squire Patton Boggs Award)
- ベストチームワーク賞

4. 審査票

- ・実施の際は、オンライン上のフォームに入力する形式で採点します。
- ・評価は客観評価による絶対評価でお願いします。対戦チーム間の勝敗等の相対評価ではありません。
- ・評点は 0 点から 5 点までの 0.5 点刻みによる 10 段階評価です(0.5 は無い)。採点項目は 15 ありますので、各審査員の合計点は0点～50 点、3名の審査員の合計点は 0 点～150 点となります。

《参考》評点尺度は下記のように記載されています。

0(不可)… 1(可-)– 1.5 (可)– 2(可+)– 2.5 (良-)– 3(良)– 3.5 (良+)– 4(優-)– 4.5(優)– 5(優+)

※(1) 標語の「不可」、「可-」、「可」、「可+」、「良-」、「良」、「良+」、「優-」、「優」、「優+」は一応の目安であり、大学における成績評価の基準に対応しております。なお、大学によつては「F」、「C-」、「C」、「C+」、「B-」、「B」、「B+」、「A-」、「A」、「A+」などを用いる場合もありますので、適宜対応させて御評価ください。但し、大学と教員によって評点の付け方や分布には大きな差異があり得るので、次の※(2)も必ずお読みください。

※(2) 0点から5点の評価のだいたいの目安としては、下記を参考にしてみてください。

- 0:最低限の準備もした跡が見られず、対戦相手がかわいそうなレヴェル。
努力が感じられず、真剣さも欠けている。
- 1:最低限の準備はした跡が見られるにせよ、少し考えれば分かるはずの不正確な理解や基本的なミスが随所に見られるなど、大いに不十分さを感じる不満足なレヴェル。
- 2:相当の準備をした努力の跡は感じられるが、物足りなさをぬぐえないレヴェル。
覚えてきたことを話すので精一杯といったレヴェル。
- 3:2か月間しっかり準備したと感じられ、学生に期待される水準に達していると判定できるレヴェル。時折不十分さは感じられるが、仲裁・交渉の流れに応じてそこそこの対応ができている。
- 4:十分に準備をした努力の跡がヒシヒシと感じられ、キラリと光るものがある程度感じることができるレヴェル。場面、相手、展開に応じて的確な対応ができており、安心して見てられる。

5: 随處にキラリと光るものを感じることができ、学生として最高水準で、実務でも若手として通用しうると判定できるレベル。パフォーマンスに感動を覚える。

・採点に際しては、上記※(1)および※(2)に留意しつつ、下記の方式で採点してくださるようお願いします。

- A. 3点を標準点（デフォルト）として採点し、優れていれば加点し、劣っていれば減点するという方式でお願いします。
- B. 標準点（デフォルト）の3点とは、原則として「2か月間熱心に準備してきた大学学部学生に通常期待されるレベルのパフォーマンス」を指します。
- C. 但し、大学院生（ないし実務経験者）が含まれている場合は、「2か月間熱心に準備してきた大学院生（ないし実務経験者）に通常期待されるレベルのパフォーマンス」を指します。当然ながら、同じ3点でも上記Bの標準点（デフォルト）よりも高い水準が要求されます。

※ 学部生か大学院生かは、参加チーム一覧で確認できます。

※ 実務経験を有する者がいる場合は、参加登録の際にその旨の申告をすることが参加チームに求められています。該当する参加者がいる対戦の場合、当日、申告内容を担当審査員にお知らせします。

・審査票自体及び各審査員の個別の採点結果は公表しません。但し、3名の審査員の合計点と審査項目ごとの合計点を含む)は、希望する大学に開示します。

<別紙2>

審査基準

《ラウンドA:仲裁の部》

1[準備書面・反論書(説得力)]主張すべきことをしっかりと主張しているか。全体として論理的であり説得力があるか。

- ⇒ 法的説得力とともに、スジ・スワリ等の観点からの実質的説得力も御評価ください。

2[準備書面・反論書(表現・構成)]各論点について、事実、契約書、法等の根拠が適切・正確に示されているか。読みやすく分かりやすいか。

- ⇒ 法律文書らしく、法律構成、要件事実、主張・証明責任、証拠などへ配慮がなされているかの点もご考慮下さい。
- ⇒ 読み手(審判や相手方)への配慮の有無もご考慮ください。

3[弁論:○○事件]事実、契約書、法等を踏まえ、主張すべきことを、論理的に説得力あるかたちで主張したか。

- ⇒ 弁論の構成と説得力を評価してください。また、Zoomによるオンライン仲裁であることを有効活用できていたかも、弁論の説得力の評価に影響します。
- ⇒ 契約書や UNIDROIT 原則をしっかりと理解し、事実関係に適切に当てはめることができているか、契約書や UNIDROIT 原則の解釈や事実への当てはめにあたり合理的な範囲を超えた無理をしていないか、そして、議論は事実と証拠に基づいていたか、の評価です。

4[弁論:△△事件及び手続上の論点]事実、契約書、法等を踏まえ、主張すべきことを、論理的に、説得力あるかたちで主張したか。

- ⇒ 弁論の構成と説得力を評価してください。また、Zoomによるオンライン仲裁であることを有効活用できていたかも、弁論の説得力の評価に影響します。
- ⇒ 契約書や UNIDROIT 原則をしっかりと理解し、事実関係に適切に当てはめることができているか、契約書や UNIDROIT 原則の解釈や事実への当てはめにあたり合理的な範囲を超えた無理をしていないか、そして、議論は事実と証拠に基づいていたか、の評価です。
- ⇒ 仲裁手続に関する論点については、論点を理解し、各当事者の立場を裏付ける法的な主張ができているかの評価です。△△事件と仲裁手続に関する論点の重みの割合は、2:1と考えてください。

5[全体としての主張の説得力]書面・弁論を通じ、問題の事実関係のもと、説得力があり納得できるストーリーが主張されていたか。

- ⇒ 本件仲裁を全体として見た場合、チームはヴィヴィッドで首尾一貫したナラティヴを

構築できていたか、を評価してください。

6[仲裁人とのやりとり]仲裁人の質問や指示に対して、的確かつ機敏に対応できていたか。

- ⇒ 仲裁人に対する尊重・尊敬も評価の要素と考えています。また、カメラ目線をはじめ、Zoom によるオンライン仲裁であることを有効活用できていたかも、やりとりの評価に影響します。

7[相手方の主張・反論への対応]相手方の主張や反論に的確かつ機敏に対応できていたか。

- ⇒ かみ合った議論を適時に展開できたかの評価です。

8 [冒頭陳述・最終弁論]冒頭陳述は分かりやすく効果的なものであったか。最終弁論は効果的で説得力があるものであったか。

- ⇒ 冒頭陳述については、その後の仲裁の展開を構造化しうる的確なものであったかや、時間を適切に使ったかの評価です。最終弁論については、仲裁手続の展開の総体を反映させた有効なものとなっていたかを評価します。冒頭陳述、最終弁論ともに、審査員の間でタイムキーパーを決めて、時間の有効利用に関するメモを残すようにすると評価を客観化できるでしょう。また、Zoom によるオンライン仲裁であることを有効活用できていたかも、冒頭陳述・最終弁論の評価に影響します。

9[弁論態度]弁論における態度、主張の仕方は、依頼者のために仲裁に臨む代理人として適切であったか。

- ⇒ プロフェッショナルとしてのプライドと自信を表現できていたかの評価項目です。また、Zoom によるオンライン仲裁であることを有効活用できていたかも、弁論態度の評価に影響します。

10[チームワーク]口頭審理では、適切な役割分担や助け合い等の良いチームワークがみられたか。

- ⇒ チーム戦であることからくる必須の評価項目と位置づけています。各自が同じ時間だけ話すことが必須という訳ではありませんが、全く貢献していない人がいる、特定の人に著しく依存しているといった場合には、ネガティブな評価に、他方、難しい場面などを適切に カバーしあった等の場合には、ポジティブな評価に繋がります。また、Zoom によるオンライン仲裁であることを有効活用できていたかも、チームワークの評価に影響します。

《ラウンド B(交渉 Negotiation)》

1[交渉方針:目標設定]問題の事実を前提に、自社や相手方の状況、市場環境等を掘り下げたうえで、自社にとって真に重要なことを理解し、適切な目標設定を行っていたか。

- ⇒ 交渉目標に照らして交渉の全体が評価されるので重要な評価項目です。

2[交渉方針:交渉戦略]交渉目標に照らして、適切な交渉戦略を立てていたか。

- ⇒ 交渉戦略の意識的かつ合理的選択についての評価です。

3[相手方についての理解]事前の準備や交渉における効果的なやりとり等を通じて、相手方の利害・考え・戦略等を適切に理解していたか。

- ⇒ よく相手に耳を傾け、効果的な質問などを通じ、相互理解を深めることができていたかのコミュニケーションを評価します。また、Zoomによるオンライン交渉であることを有効活用できていたかも、コミュニケーションの評価に影響します。

4[提案・説得]交渉の目標や戦略、相手方の利害を踏まえ、合理的で建設的な提案や説得力ある主張を柔軟かつ効果的に行なったか。

- ⇒ 問題解決へ向けてのクリエイティヴで建設的な提案を当意即妙にしていたかを評価します。

5[戦略]交渉戦略は効果的に機能したか。相手方の対応や状況の変化に対応して適切に戦略の修正等を行い、効果的な交渉戦略を実施していたか。

- ⇒ 交渉戦略の効果的で柔軟な遂行についての評価です。

6【ワーキング・リレーション】相手方との間で、良きワーキング・リレーションを構築しようと努力したか。

- ⇒ 相互理解を深め、ビジネス上の信頼関係を醸成するための、効果的なコミュニケーションが出来ていたか。

7【合意】安易に妥協したり、権限を逸脱したりすることなく、自社の利益につながる良い合意に向けた努力を行ったか。合意内容(合意に至らなかった場合には合意しようとしていた内容)は明確で合理的なものであったか。

- ⇒ 合意が整った場合は、適切な方法で合意内容を確認し合うことを求めています。合意内容が明確で合理的か、当事者間に齟齬がないかが審査のポイントとなります。合意内容を明確かつ適切に確認できたのであれば、口頭でも十分ということになります。自社利益の最大化、BATNA、及びWIN=WIN合意の観点からも評価してください。

8 [チームワーク] チーム全員が役職に応じた役割を果たし、チームワーク良く交渉したか。

- ⇒ チーム戦であることからくる必須の評価項目と位置づけています。各自が同じ時間だけ話すことが必須という訳ではありませんが、全く貢献していない人がいる、特定の人に著しく依存しているといった場合には、ネガティブな評価に、他方、難しい場面などを適切にカバーしあった等の場合には、ポジティブな評価に繋がります。また、Zoomによるオンライン交渉であることを有効活用できていたかも、チームワークの評価に影響します。

9 [交渉態度] 交渉態度は、相手方とのあるべき関係を踏まえ、ビジネス・パーソンとして適切で交渉倫理に適うものであったか。

- ⇒ 一流のビジネス・パーソンらしく、そして、倫理的に交渉したかを評価します。また、Zoomによるオンライン交渉であることを有効活用できていたかも、交渉態度の評価に影響します。

10[自己評価] 交渉の経緯と結果を踏まえ、彼我をフェアかつ客観的に反省・批評できたか。

- ⇒ 相手あってこそその交渉ですから、相手についての評価および相手と自己の関係性についての評価も、自己評価に含まれます。そして、交渉者には説明責任が求められますから、交渉の経緯、結果、理由についての適切な説明ができる必要があります。

(別紙3/Attachment 3)

| | | Round A | Round B | Total |
|--------|--|---------|---------|--------|
| Winner | シンガポール国立大学 National University of Singapore | 98.25 | 111.6 | 209.85 |
| 2nd | チーム・オーストラリア Team Australia | 103.17 | 101.33 | 207.5 |
| 3rd | 東京大学 The University of Tokyo | 101.18 | 100.72 | 204.9 |
| 4th | チュラロンコン大学 Chulalongkorn University | 106 | 98.85 | 204.85 |
| 5th | 上智大学 Sophia University | 97.88 | 101.69 | 202.57 |
| 6th | 大阪大学 Osaka University | 98.94 | 102.75 | 201.69 |
| 7th | 中央大学 Chuo University | 95.33 | 97.33 | 195.67 |

| | Round A | Round B |
|--|---------|---------|
| 全チーム平均点 Average of all teams | 93.33 | 95.19 |
| 最高点 Highest Score | 113.625 | 119.475 |
| 最低点 Lowest Score | 73.725 | 81.6 |
| 1-7 位の大学の平均点 Average of 1-7 ranked universities | 99.68 | 101.75 |
| 8-14 位の大学の平均点 Average of 8-14 ranked universities | 94.4 | 94.19 |
| 15-19 位の大学の平均点 Average of 15-19 ranked universities | 89.27 | 92.7 |
| 20-25 位の大学の平均点 Average of 20-25 ranked universities | 84.96 | 87.42 |

最終順位で示した以外の大学の合計点は、次のようになっています。

The total scores of other universities other than the top 7 universities are as follows: 8th: 195.125, 9th: 193.75, 10th: 192.125, 11th: 189.34, 12th: 186.725, 13th: 186, 14th: 185.69, 15th: 185.52, 16th: 182.65, 17th: 181.6, 18th: 181.5, 19th: 181.04, 20th: 178.425, 21st: 176.875, 22nd: 174.13, 23rd: 174, 24th: 169.775, 25th: 161.725